

横須賀税務署からのお知らせ

【問合せ先】〒238-8565 横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎 Ⅱ 046(824)5500(代表)
 ※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者にご用件にお答えします。

確定申告は 自宅からスマホで!

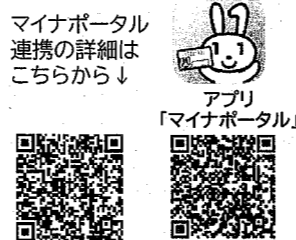
次の **必要なもの** を用意すればマイナンバーカードとスマホを利用して自宅から簡単にe-Taxによる確定申告ができます。

- 必要なもの**
- マイナンバーカード
 - マイナンバーカードの2つのパスワード
 - ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
 - スマートフォン
 スマホ専用アプリ「マイナポータル」のインストールが必要です。
 - 源泉徴収票などの確定申告書作成時に必要な書類

確定申告書等
作成コーナー



マイナポータル連携
でさらに便利に!



税理士による無料申告相談

～無料で税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出できます～

期間	会場	所在地
令和8年2月3日(火)	久里浜コミュニティセンター (久里浜行政センター内)	横須賀市久里浜6-14-2
令和8年2月5日(木) 令和8年2月6日(金)	三浦市民ホール (三崎フィッシャー・ウォーク「うらり」)	三浦市三崎5-3-1
令和8年2月10日(火)	追浜コミュニティセンター北館	横須賀市夏島町12
令和8年2月12日(木)	西コミュニティセンター ～税理士会主催による税理士記念日事業～	横須賀市長坂1-2-2

時間	対象者	事前申込
午前9時30分 から正午 午後1時から午後3時30分 (受付は午後3時まで) 【事前申込をお願いします】	・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者(注2)	○ 混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。 ○ オンラインによる事前申込は、令和8年1月13日(火)から可能となります。 詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。 ○ 税務署・会場等で電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。 ○ オンラインによる事前申込サイトの操作方法については、 [050-1792-4600] (受付時間:平日午前10時～正午、午後1時～午後4時)へお願いします。

事前申込サイト
下記のいずれかのサイトから事前申込をお願いいたします。
無料申告相談専用 LINE事前申込
Web事前申込

(注)1 土地、建物及び株式などの譲渡所得、配当所得がある方、住宅借入金等特別控除の初年度の方は対象とはなりません。
 2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

確定申告会場の開設について

～会場ではご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和8年 2月16日(月)～3月16日(月) (土、日及び祝日を除きます。) ※ ただし、3月1日の日曜日は、横浜南税務署にて相談・受付を行います。	横須賀税務署	横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎2階	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時から午後5時まで

必要なもの

- ① マイナンバーカード(下欄を参照し、有効期限切れや失効となっていないか確認をお願いします。)
- ② マイナンバーカードのパスワード(2つとも必要です。)
 - ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- ③ スマートフォン
- ④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

※ 来場前に、マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携の事前準備をお願いします。

確定申告会場への入場には オンライン事前予約 が必要です。

※ 2月16日以降は、確定申告会場でも入場整理券を配付しておりますが、オンライン事前予約が優先されますので長時間お待ちいただく場合があります。
 ※ 入場整理券は数に限りがありますので、配付が終了次第、事前予約の方以外の受付を終了します。
 ※ 申告書等の提出のみの場合は、事前予約不要です。

LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して予約してください。

1月5日(月)～2月13日(金)に、税務署で相談を希望される方、事前予約が必要です。オンライン事前予約をご利用ください。当日入場整理券の配付はありませんのでご注意ください。

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れや失効にご注意ください!

- | | |
|--|---|
| <p>有効期限</p> <p>➢ 電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです</p> | <p>失効</p> <p>➢ 住民票の基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)の記載が修正された場合は、署名用電子証明書が失効している場合があります</p> |
|--|---|

【マイナンバーカードの電子証明書の有効期限確認方法】

アプリをインストール → 証明書の選択 → パスワード入力 → 有効性の確認 → 確認結果

JPKI利用者ソフト

アプリはこちらから

iPhone Android

署名用電子証明書を選択

パスワードを入力

有効性の確認

確認結果: 「有効」

※ 公的個人認証サービスセンターと通信を行うため時間が掛かることがあります

「有効期限切れ」「失効済み」の場合は、お住まいの市区町村で手続きを行ってください。